## 物件調書

[土地]

土地の	台帳地目		台帳地積	実測地積	所有・登記名義			
勢田字新立119番70	山木	k	11, 036. 00 m²	11, 036. 30 m²	飯塚市			
第三者占有の有無		無	所	f有権以外の甲区:	・乙区の権利	無		
接面状況	接道はありません。							
敷地と道路の関係	北側及び東側市道「東勢田・新立線」(幅員約6.3m)と接道してはいませんが、売却敷地と道路の間の土地は占用可能です。							

法令等に基づく制限について									
区域区分	非線引都市計画区域		地域・地区等		無	私道の負担等		無	
用途地域	無指定地域		建ぺい率	70%		容積率	200%		
建築物の高さの限	度 無	外壁の後	退距離の限度		無	建築物の敷地面積の最低限度		無	
立地適正化計画	都市機能誘導区域外・居住誘導区域外				外	埋蔵文化財 周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。			
造成宅地防災区域	区域外				地盤調査	未実施			
土砂災害警戒区域	区域外				土壤汚染	指定区域外・調査未実施			
宅地造成及び特定盛土等 規制法に基づく規制区域	宅地造成等工事規制区域内				防火指定	防火指定無し			
その他の制限	・建築基準法による各種制限があります。 ・都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外であるため、誘導施設の建築行為等や一定規模以上の住宅 の建築行為等の際に事前の届出が必要です。								

## 支障物件等その他

- ・今回の売払いにあたって、地下埋設物の調査は行っておりません。売却後、地下埋設物が発見された場合は、買受者の負担 により各法令等に基づき適切に対応してください。
- ・登記簿及び旧土地台帳、電算化前の建物登記簿、国土地理院地図により地歴を調査し、過去に建物敷等としての使用は確認できませんでした。これまでの使用に係る地下埋設物(通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下に存ずるものをいう。)が存する蓋然性は低いと考えておりますが、本物件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。
- ・敷地内に電線、がれきが存在しています。
- ・敷地上空を電線が横断していますが、地役権等の設定はありません。
- ・当該地は道路に接道しておりませんが、売却敷地と道路の間の土地は占用可能です。詳細については、土木管理課、潁田支 所経済建設課へお問い合わせください。
- ・当該地は、森林法第5条に規定される森林です。開発行為に係る森林の土地の面積が全体計画で1.0ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える場合は、林地開発許可の手続き(福岡県飯塚農林事務所林業振興課)が必要となります。 参照条文)森林法第10条の2第1項、森林法施行令第2条の3
- ・開発対象面積が0.6ha以上(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は開発対象面積が0.3ha以上)の開発を行う場合は、事前 協議書により、福岡県飯塚農林事務所林業振興課と協議してください。
- ・森林の伐採をする際には、森林法第10条の8第1項の規定に基づく伐採届の提出(飯塚市農林振興課)が必要となります。

供給処理施設の整備状況について								
上水道	【問合わせ先】	飯塚市 企業	き局 」	上水道調	Ę.	Tel0948-96-8616		
下水道 (事業計画区域内)	【問合わせ先】	飯塚市 企業	芝局 一	下水道調	Į.	Tel 0948-96-8690		
電気	【問合わせ先】	九州電力株式会	会社 負	返塚営業	美所	Tel0120-639-454		
ガス	各ガス会社へお問い合わせください。							
最寄りの公共施設	飯塚市頴田支所	南西方	約	1.9 k	m	(直線距離)		
<b>収 町 ケジム 六地収</b>	飯塚市立小中一貫校 潁田校	西方	約	1.2 l	cm .	(直線距離)		
最寄りの交通施設	鯰田駅(JR)	南西方	約	4.1 k	m	(直線距離)		
	明治抗 (西鉄バス)	北西方	約	0.9 l	m	(直線距離)		
最寄りの利便施設	ローソン嘉穂頴田町店	西方	約	1.9 l	sm .	(直線距離)		

## ○売却物件

- ① 本物件は、現状のままでの引き渡しとなります。
- ② 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ③ 本物件は、公共下水道事業計画区域内です。詳細については、下水道課へお問い合わせください。
- ④ 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。なお、埋蔵文化財が確認された場合は、その保護について、飯塚市文化課文化財保護推進室(0948-25-2930)との協議をお願いします。

## ○利用条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる 風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはなら ないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する 観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であり、現況を優先します。入札参加前に現地の状況及び諸規制についてご確認ください。また、物件調書に記載されている事項以外にも各法令及び市の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関に直接ご確認ください。













